

平成16年4月1日

「タクシーの防犯基準」の策定について

1 基準策定に至る経緯

タクシーを対象とした強盗事件の発生件数は、昨年は226件で、前年と比べて58件、34.5%増加し、とりわけ首都圏において多発している（表1、表2）。

一方、被害に遭った車両についてみると、車外防犯灯が活用されていなかったり、防犯仕切板が設置されていないなど、防犯体制が十分とは言えないことが判明した。

こうしたことから、平成15年11月以降、関係機関・団体等の協力を得て、タクシー強盗に対する防犯対策全般について検討を重ね、「タクシーの防犯基準」を策定した。

表1 タクシー強盗の発生・検挙件数

	平成14年	平成15年	増減
発生件数	168	226	58
検挙件数	80	113	33
検挙率%	47.6	50	

表2 地域別タクシー強盗発生件数

	平成14年	平成15年	増減
北海道	3	5	2
東北	0	3	3
関東	88	135	47
中部	12	10	-2
近畿	34	41	7
中国	4	2	-2
四国	2	3	1
九州	25	27	2
合計	168	226	58

2 防犯基準の概要

タクシーの防犯基準は、防犯責任者、乗務員、防犯設備及びその他について規定している（概要は別添のとおり）。

3 対策

タクシー関係業界団体に対して、本防犯基準に沿った防犯対策の推進を要請するとともに、各都道府県警察に対して、本防犯基準に基づく防犯指導・防犯訓練の実施、防犯情報等の提供等について指示した。

別 添

タクシーの防犯基準（概要）

項 目	基 準 の 概 要
防犯責任者	各営業所又は無線基地局ごとに、防犯責任者を指定するよう規定 乗務員に対する乗務員防犯必携（防犯マニュアル）の周知、防犯指導・防犯訓練の実施など、防犯責任者の主な任務について規定
乗務員	車両の安全点検時における防犯設備の点検、乗客に対する声かけの励行、必要最小限度の現金の所持など、乗務員の平素の心構えについて規定 車外防犯灯の活用など、身の危険を感じたときや、事件が発生したときの対応要領について規定
防犯設備	車外防犯灯、防犯仕切板などの防犯設備の設置等について規定
その他	事業者の乗務員防犯必携（防犯マニュアル）の作成を規定 車外防犯灯に関する広報の徹底を規定